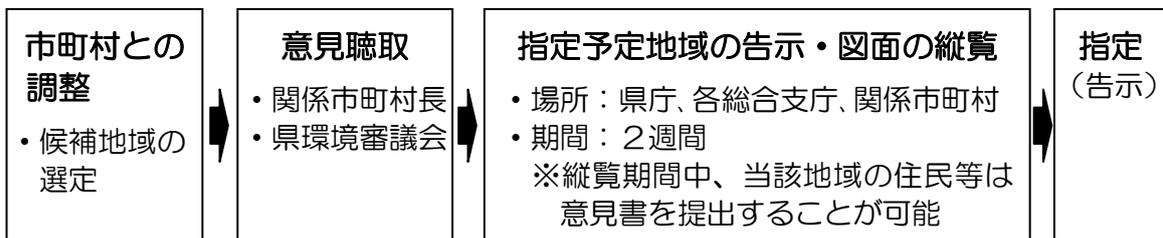


水資源保全地域の指定及び事前届出制度の概要

1 水資源保全地域の指定

- 公共の用に供される水（水道原水、農林漁業用水、工業用水、融雪用水等）の取水地点及びその周辺の区域（国有地は除く。）であって、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画で定める同条第2項第1号の森林の区域又は開発行為が当該取水地点における取水量に重大な影響を及ぼすおそれのある区域（森林の区域を除く。）を、知事が「水資源保全地域」に指定。

■地域指定の流れ



2 水資源保全地域における事前届出制度

- 水資源保全地域内で土地取引等や開発行為を行おうとする場合は、2か月前までに県（総合支庁環境課）に対し届出を行う必要がある。
- 県は、必要に応じて報告又は資料の提出を求めたり立入調査を行うことができるとともに、届出を出さなかったり虚偽の届出をした場合や県の指導に従わない場合は、勧告・命令、氏名等の公表、5万円以下の過料を科すことができる。

(1) 土地取引等に係る届出

- ① 届出の対象 土地売買、土地への権利設定（賃借権、地上権等）
- ② 届出義務者 現在の土地所有者（土地売買の場合は売主）
- ③ 届出の時期 契約締結予定日の2か月前まで

(2) 開発行為に係る届出

- ① 届出の対象 土石採取、地下水等の採取、建物や工作物の設置 など
- ② 届出義務者 開発行為を行おうとする者
- ③ 届出の時期 開発行為の着手予定日の2か月前まで

■届出の流れ

